

保護者様

ニュージャージー補習授業校
校長 久我 正次郎

新型コロナウイルス・インフルエンザへの今後の対応方針について（お知らせ）

浅春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染予防対策（本校HPに掲載）を2月28日より実施しておりますが、本校の設置者であるニューヨーク日本人教育審議会（以下J E Iという）から対応方針が通知されましたので、通知内容を保護者の皆様に送付させていただきます。

今後は、この通知を基に、日本における公立学校の休校、ニューヨーク総領事館からの通知やCDC（アメリカ疾病予防管理センター）、また現地校などの対策を参考として、本校の対応を策定いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

新型コロナウイルス・インフルエンザへのJ E Iの方針（2020年3月4日発出）

○休校とする場合（期間についてはその時点の状況をみて判断する）

- ・借用校が休校となった場合
- ・本校の児童・生徒、保護者が感染したと判明した場合
- ・本校の児童生徒が在籍している現地校が休校または児童・生徒が感染したと判明した場合
- ・借用校が所在する学校区、児童・生徒の居住する学校区にて感染者が確認された場合には当該学校区の方針に従う

○出席停止とする場合（欠席扱いとはしない）

- ・本校の児童・生徒に感染の兆候がある場合

○予防の観点から出席停止とし、自宅学習をお願いする場合（欠席扱いとはしない）

- ・家族など同居者に感染の兆候がある場合
- ・アメリカ疾病予防管理センター（CDC）が定める渡航情報でレベル3に指定された国からの渡航者は2週間の自宅待機とする。

本校としての対応

1 学年末・学年始の本校の対応について

本校出席停止の児童生徒が急激に増加した場合（現在0名）や、借用校が所在する学校区等から行政上の指導があった場合など、状況が変化した場合には、修了証書授与式、卒業証書授与式の簡素化、授業の短縮、4月4日からの授業を延期する等の措置を取る場合もあります。

その場合にはすぐにご連絡します。

2 一時帰国等について自粛お願い

春休み中の一時帰国はできるだけ避けていただきたくお願い申し上げます。また、一時帰国から米国へ戻られた後は、自宅で2週間健康状態の確認をし、体調の悪い時はすぐに検診を受けてください。

尚、上記の措置を取られる場合はCDCの渡航情報がレベル2であったても、欠席扱いとはいたしません。

THE JAPANESE EDUCATIONAL INSTITUTE OF NEW YORK

56 Harrison Street, Suite 505, New Rochelle, NY 10801
Tel: (914) 921-0350/Fax: (914) 921-0393
Website: www.jeiny.org E-mail: jei@jeiny.org

2020年3月4日

ニューヨーク日本人学校長
ニュージャージー日本人学校長
ニューヨーク補習授業校長 各位
ニュージャージー補習授業校長

ニューヨーク日本人教育審議会

新型コロナウイルス・インフルエンザについて

早春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素、学校運営に関してご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、ニューヨークでも感染者が確認される状況となつてまいりました。現時点で、審議会としての対応指針を添付のように作成いたしましたので、各学校にご参照いただければと考えます。ただし、状況は日々刻々と変化しておりますので、米国政府、地元当局、関連学校区の対応状況に準拠、もしくは指導があった場合にはその指導に従うこととなります。

今後、春休み等を利用して旅行を計画されている保護者や教職員もいると思いますが、現時点で、アメリカ政府は、中国・イランからの外国人の渡航制限・2週間の隔離期間などの措置を講じております。今後の感染拡大次第では日本からの帰米も含めた米国への渡航制限がさらに強化されることも否定できませんので、米国国務省・CDC・領事館など関係当局からの最新情報には常に留意いただきますようお願いいたします。

今後、状況の変化等があった場合には随時ご連絡をいたしますが、学校からも情報提供をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス・インフルエンザへの対応

現時点では以下の対応を取りますが、米国政府・地元当局（学校区を含む）の対応状況、指導などに準拠します。なお、教職員も下記に準じます。

全日校

休校とする場合（期間についてはその時点の状況をみて判断する）

- ・本校の児童・生徒、保護者が感染したと判明した場合
- ・学校が所在する学校区、児童・生徒の居住する学校区にて感染者が確認された場合には当該学校区の方針に従う

出席停止とする場合（欠席扱いとはしない）

- ・本校の児童・生徒に感染の兆候がある場合

予防の観点から出席停止とし、自宅学習をお願いする場合（欠席扱いとはしない）

- ・家族など同居者に感染の兆候がある場合
- ・アメリカ疾病予防管理センター（CDC）が定める渡航情報でレベル3に指定された国からの渡航者は2週間の自宅待機とする。

補習校

休校とする場合（期間についてはその時点の状況をみて判断する）

- ・借用校が休校となった場合
- ・本校の児童・生徒、保護者が感染したと判明した場合
- ・本校の児童生徒が在籍している現地校が休校または児童・生徒が感染したと判明した場合
- ・借用校が所在する学校区、児童・生徒の居住する学校区にて感染者が確認された場合には当該学校区の方針に従う

出席停止とする場合（欠席扱いとはしない）

- ・本校の児童・生徒に感染の兆候がある場合

予防の観点から出席停止とし、自宅学習をお願いする場合（欠席扱いとはしない）

- ・家族など同居者に感染の兆候がある場合
- ・アメリカ疾病予防管理センター（CDC）が定める渡航情報でレベル3に指定された国からの渡航者は2週間の自宅待機とする。